

しまねの木認証要領

第1 趣旨

製材需要の大半を占める新設木造住宅着工戸数の減少や木材価格の低迷等により、県内の木材関連業界は厳しい状態におかれており、これに伴う林業生産活動に対する意欲の減退等から管理が不十分な森林が増加している。

森林を適正に管理し、公益的機能の持続的な発揮を期待するためには、住宅をはじめとする木材関連産業の活性化により地域の木材の利用を推進し、森林資源の循環利用を促進することが重要である。

こうした状況の中で、公共事業への木材利用の促進や一般消費者の住宅に対する健康志向など、今後、県産材に対するニーズは一層高まることが予想されることから、生産から流通、加工に至る関係者が連携し、産地の明確な木材製品を「しまねの木」として認証し、安定供給するためのシステムを構築する。

第2 定義

- 1 この要領において「県産材」とは、島根県の森林で生産された木材をいう。
- 2 この要領において「しまねの木」とは、原則として、島根県の森林で生産され、島根県で製材・加工された木材製品をいう。

ただし、次に掲げる木材製品等については、「しまねの木」として取り扱うものとする。

- ・ 一部（芯板、添芯板）にのみ県産材が使用されている合板等
- ・ 丸太のまま使用される県産材（小径材製品、製材していない製品）
- ・ 第3条第4項の賛助会員が取り扱った県産材製品等
- ・ 県内で対応できない加工（製造過程における一部の加工で、集成材、LVL、不燃加工、圧密加工等）を県外業者（非会員）に委託した県産材製品

第3 認証組織

- 1 本システムの運営は、「しまねの木認証センター」（以下「認証センター」という。）が行うものとする。
- 2 認証センターは、一般社団法人 島根県木材協会に置く。
- 3 認証センターの会員は、認証センターが認定・登録するものとする。
- 4 認証センターの会員には、正会員と賛助会員（以下「会員」という。）がある。
- 5 正会員は、「県産材」の生産・集出荷もしくは「しまねの木」の製造、並びに、認証の申請を行うものとする。
- 6 賛助会員は、認証システムの趣旨に賛同する各種企業・団体等とし、認証センターと連携して可能な範囲で認証システムの支援等を行うこととする。

第4 認証センター会員の登録

- 1 島根県木材業者等登録規約第4条により登録した業者は認証センターの会員とする。
- 2 認証センターに賛助会員登録を希望する者は、賛助会員登録申請書（別紙様式第1号）を認証センターに提出しなければならない。
- 3 認証センターは、申請書の内容を確認し適正と認められた場合には登録証（正会員については島根県木材業者等登録規定第4条に定める様式、賛助会員については別紙様式第2号）を発行するとともに、会員名簿（別紙様式第3号）及び賛助会員名簿（別紙様式第4号）を作成する。
- 4 認証センターは、会員登録に際し、当該会員から登録料を徴収することができることとし、登録料の金額については別に定め、事前に関係者に周知することとする。

ただし、認証センターは、国（島根管理署）、島根県、県内市町村、森林総合研究所（松江水源林整備事務所）または島根県林業公社から賛助会員登録申請書の提出があった場合は、登録料は徴収しない。

第5 会員登録の有効期間

会員登録の有効期間は2月1日から1月31日までの1年間とし、毎年更新することとする。

第6 会員の責務

- 1 会員は、この要領で定める書類を3年間整備保管しておかななければならない。
- 2 会員は、認証センターが行う第10の2に基づく確認検査に協力するとともに、当該確認検査を拒んではならない。

第7 名簿の公開

認証センターは第4の3で作成した名簿を文書、ホームページ等を通じて関係先へ通知もしくは公表しなければならない。

第8 認証の方法

- 1 素材生産を行う会員（素材生産業者・森林組合等）が原木を県産材として出荷しようとする時には、県内の森林から伐採した証として「生産票」（別紙様式第5号）を作成・保管し、原木を出荷する際にその写しを添付することとする。
- 2 「生産票」の添付された原木を集荷した会員（原木市場等）は、「生産票」の添付のない原木と混ざらぬよう配慮し、出荷に当たっては、納入先に対して県内の森林で生産された証となる「県産材取扱票」（別紙様式第6号）の原木取扱者欄に必要事項を記載の上、発行し、その写しを整理・保管しなければならない。
- 3 「県産材取扱票」の添付された原木を集荷した会員（製材業者等）は、「県産材取扱票」の添付のない原木と混ざらぬよう配慮し、製品等の出荷に当たっては、納入先に対して「県産材

取扱票」の製品等取扱者欄に必要事項を記載の上、発行し、その写しを整理・保管しなければならない。

なお、製品等取扱者欄に記載のある「県産材取扱票」の添付された製品等を集荷した会員（製材業者等）は、「県産材取扱票」の添付のない製品等と混ざらぬよう配慮し、製品等の出荷に当たっては、納入先に対して「県産材取扱票」の製品等出荷者欄に必要事項を追加記載の上発行し、その写しを整理・保管しなければならない。

また、複数の出荷先がある場合は、「県産材取扱票」を必要枚数コピーし枝番を付して発行するものとする。

- 4 「県産材取扱票」の添付された製品等の出荷を行う会員が「しまねの木認証」を受けようとする時は、「しまねの木認証申請書」（別紙様式第7号）を認証センターに提出することとし、「しまねの木認証申請書」には、関係するすべての「県産材取扱票」を添付することとする。
- 5 認証センターは、会員から「しまねの木認証申請書」の提出があり、その内容が適正であった場合は、「しまねの木認証書」（別紙様式第7号）を発行しなければならない。
- 6 「しまねの木認証」に係る原木の生産、集出荷、加工を行う会員は、その取扱内容が確認できるよう、各々「県産材取扱記録簿」（別紙様式第8号）を整備しなければならない。
- 7 認証センターは、認証書の発行に当たり、当該申請者から認証手数料を徴収することができることとし、認証手数料の金額は別に定め、事前に関係者に周知することとする。

第9 しまねの木認証マーク

- 1 会員は、「しまねの木」の出荷・販売・普及・PRに当たり、「しまねの木認証マーク」（以下「認証マーク」という。）を貼付することができる。
- 2 認証マークの図柄及び様式は、別紙に示すとおりとする。
- 3 会員以外の者が、イベント、印刷物等に認証マークの使用を希望する場合は、「しまねの木認証マーク使用申請書」（別紙様式第9号）を認証センターに提出することとする。
- 4 認証センターは「しまねの木認証マーク使用承認申請書」が提出された時は、その使用目的が「しまねの木」または認証システムの普及につながると判断される場合にはこれを承認（別紙様式第9号）することとする。

第10 取扱実績の確認検査等

- 1 会員は、年度ごとの取扱実績を「県産材及びしまねの木取扱実績報告書」（別紙様式第10号）により翌年度の4月30日までに認証センターに提出しなければならない。
- 2 認証センターは、必要に応じて会員に対し取扱状況確認検査を行うことができるものとする。

第11 登録事項の変更

- 1 会員は、登録事項に変更が生じたときは、遅滞なく認証センターへ「変更届」（別紙様式第

- 1 1号)を提出しなければならない。
- 2 認証センターは、変更届の内容等を確認し、名簿の記載内容を訂正するとともに関係先へ通知もしくは公表しなければならない。

第12 登録の取消

- 1 認証センターは、島根県木材業者等登録規約第8条の規定のほか、会員が次に掲げる行為をした場合に、当該事業者の登録及びしまねの木認証センター会員名簿への記載を取り消すことができる。
 - (1) 第6で定める責務に反する行為
 - (2) 虚偽の「県産材生産票」の作成
 - (3) 虚偽の「県産材取扱票」の発行
 - (4) 虚偽の「しまねの木認証申請書」の提出
 - (5) 虚偽の実績報告
 - (6) その他認証システムの信頼を著しく損なうおそれのある不正、不適當な行為
- 2 会員登録の取消処分を受けた会員は、第4で定める会員登録の申請を行うことができない。申請を行うことができない期間は1年間とする。

第13 認証システムの普及啓発等

- 1 認証センターは、行政、関係団体等と連携を図り、当該システムの普及・PRに努めることとする。
- 2 認証センターは、「しまねの木」の安定供給のために必要な情報の収集と提供に努めることとする。
- 3 認証センター会員は、それぞれが可能な範囲で、当該システムの普及・PRに努めることとする。

附則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から適用する。

附則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から適用する。